

東区から玄海原発の廃炉を考える会通信 45 号

福岡市東区千早 5-17-18 TK ビル 2 号館 1 階 市民ネットワーク福岡 事務所気付 TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097 (2022 年 6 月 1 日発行)

福島第一原発 放射能汚染水の海洋放出を許さない!

原子力規制委員会の放射能汚染水の海洋放出了承を糾弾する!

5月18日原子力規制員会は汚染水を海洋放出する計画について審査書案を了解した。19日から30日間の意見募集(パブリックコメント)を経て正式認可する方針だ。工事着工については立地する大熊町・双葉町、福島県の事前了解が必要になるが、漁協は絶対反対だ。

絶対反対を貫く全国漁業協同組合連合会(全漁連)・福島県漁連を支援しよう!

2015年政府と東電は福島県漁連に「関係者の理解なしには放射能汚染水は処分しない」と文

書約束していたにもかかわらず、2021 年 4 月菅政権は放射能汚染水の海洋放出を決めた。政府の常套手段、漁民への裏切りだ。

4月5日岸田首相と会談した全漁連の岸会長は、放射能汚染水の海洋放出に理解を求める岸田首相に対して「いささかも反対の立場に変わりない」と伝えた。漁民の反対は海洋放出へのくさびだ。漁民を孤立させてはならない。絶対反対を繰り返し表明している全漁連・県漁連への支援を広げていく必要がある。



東電は2023年以降30年間にわたり年間22兆ベクレルのトリチウムを含むALPS処理水の海洋投棄を計画しているが、それでも事故前の10倍のトリチウム量になるという。いくら薄めても放射能の総量は変わらない。デブリの冷却水や建屋下を通る地下水が続く限り、放射能汚染水は次々生まれる。海洋投棄をいつまで続けるつもりなのか。風評被害という言葉に惑わされてはいけない。汚染水の海洋投棄は放射能のばらまきだ。

"原発"安全神話から"放射能"安全神話へ

文部科学省は、昨年 12 月から「放射線副読本 2021 年改訂版」を全国の小中高校に配布している。この「2021 年版放射線副読本」は、福島原発事故の被害を過小評価した「2018 年版放射線副読本」に、さらに汚染水の海洋放出について、その安全性が追加記載された。

さらに問題なのは、復興庁が作成した「ALPS 処理水について知ってほしい3つのこと」というチラシを副読本に挟み込んでいることだ。その3つは「①トリチウムは身の回りにたくさんある ②トリチウムの健康への影響は心配ない ③取り除けるものは徹底的に取り除き、大幅に薄めてから海に流す」というもので、一方的な放射能安全宣伝に終始したチラシだ。

「放射線副読本」及び経産省・復興庁のチラシを政府は撤回せよ!

「汚染水の海洋投棄は安全だ」と、一方的な情報を子どもたちに教える刷り込み教育を学校 現場に強制しようとしている。教育現場での「放射能安全神話」教育は許されない。

一刻も早く、「放射線副読本」とチラシを回収すべきだ。

(M)

裁判続行を求めて上申書 東電福島原発事故刑事裁判控訴審に注目を!

6月6日(月)福島刑事裁判第3回控訴審で結審するとみられていたが、被害者参加代理人の 4弁護士(河合弘之、海渡雄一、甫守一樹、大河陽子氏)が、5月11日「7月の下旬以降に結審 するため、続行期日の指定をしていただきたい」との上申書を東京高裁に提出した。

裁判続行を求める理由は、ほぼ争点が同じとされる東電株主代表訴訟の東京地裁判決が7月13日(水)に出ることに加え、避難者・被害者住民らの損害賠償訴訟で国の責任について最高裁が「6月17日(金)には統一的に判断を示す」と報道されているからだ。

今年2月の第2回控訴審では東京高裁は指定弁護士が請求した専門家の証人尋問や第一原発の現場検証を採用しなかったが、株主代表訴訟では東京地裁は3.11後初めて裁判所として現地調査のために現地に入って進行協議を行った。さらに国の責任に関する最高裁の判断が出る。損害賠償訴訟ですでに判決を下した4高裁のうち3高裁が国の責任を認め、地震活動の長期評価についても客観的、合理的根拠を有する科学的根拠があると認定している。

東京高裁へ提出する緊急署名「一審判決を破棄し公正な判決を求める署名」は 18 枚 88 筆を 5 月 10 日当会として郵送しました。5 月 20 日第 1 次集約分 12,140 筆を提出。第 2 次集約は 7/31(日)です。署名用紙を添付しますので 7/6(水)までネット事務所、又は直接福島現地へ。 ※東電福島原発事故刑事裁判……勝俣元会長、武黒元副社長、武藤元副社長の 3 被告が検察審査会の議決に基づき、業務上過失致死罪で強制起訴された。2019 年の一審判決は無罪で控訴。 ※東電株主代表訴訟……上記 3 人を含む旧経営陣 5 人に東電株主が 22 兆円の賠償を求めた民事裁判。提訴から 10 年。「津波対策を怠り、会社に巨額の賠償責任を負わせた」と追及。

6月17日(金)原発避難者訴訟 最高裁判決 初の統一判断へ

国と東電に賠償を求めた集団訴訟のうち、上告されている福島、群馬、千葉、愛知の4つの 集団訴訟について、最高裁は6月17日判決を言い渡すことを決めた。

原発事故に関する国の責任について、初めて統一判断を示す見通し。4つの訴訟では2審の判断が分かれ、最高裁で審理が行われている。

4~5月にかけての弁論で、住民側は「国は、政府による地震の『長期評価』に基づいて津波対策を指示しなければならなかったのに怠った。浸水対策をさせていれば、事故は防げた。」と主張した。これに対し国は「『長期評価』は信頼性が低く、それに基づく試算と実際の津波は全く異なるもので津波対策を指示しても事故は防げなかった」と責任を否定した。

なお、4件の訴訟では東京電力の責任と賠償額についてはすでに確定している。

この最高裁の判断は、九州訴訟をはじめとする全国の避難者訴訟に多大の影響を与えるので 注目を! (M)

<6~7月裁判日程>

- ◎6/10(金) 福島原発被害者救済国家賠償請求九州訴訟(第1陣)第4回控訴審(福岡高裁101号法廷)
 - ・13:30~門前集会・14:30~口頭弁論・15:30~記者会見・報告集会(福岡県弁護士会館)
- ◎6/21(火) 川内原発行政訴訟控訴審 進行協議(人証の採否、尋問の予定時間の調整等)
 - ・14:00~記者会見を兼ねた報告集会 (福岡県弁護士会館)
- **◎7/20(水)玄海原発行政訴訟・全基差止第4回控訴審** (福岡高裁 101 号法廷)
 - ・13:15~13:30 門前集会 (傍聴抽選券 13:40 まで配布、14:00 抽選)
 - ・14:30 行政訴訟口頭弁論 ・15:00 全基差止口頭弁論
 - ・15:30~18:00 記者会見・報告集会 (福岡県弁護士会館 4F 第二会議室)

戦争を考える

ウクライナ侵攻の問題点

自民党政権はウクライナ危機に関連した安全保障について、米国の核兵器を自国に配備して 共同運用する(核共有)に言及し、防衛費 GDP 比2%以上の設定、敵基地攻撃力の保有を主 張し始めました。国家有事に備えて憲法改正、緊急事態条項の新設など戦争を想定した国家の 再編が進んでいます。今私達には戦争にどう向かい合えるのかが問われています。

米映画監督マイケルムーアさんはウクライナ報道を批判し、「戦争に巻き込もうとする背後勢力に抵抗を」と第三次世界大戦を起こしてはならないと呼びかけています。 支援と称して、ロケット砲や戦車、殺人兵器を大量に送り出す欧米諸国。日本も武器輸出三原則で禁じられているドローンや軍事装備品等支援を始めました。戦争への道を止めるため、考えましょう。

朝日新聞に掲載された「ウクライナ戦争について」という記事に以下のように**李琴峰**さんのお話が掲載されていたので紹介します。

台湾生まれの在日小説家**李琴峰**さんは「国家は一種の信仰 幻想維持する物語で時に死の恐怖も消す」と云う。「平和」とは「国際関係について、二つの戦争の期間の間に介在する騙し合意の時期を指して云う」と述べています。

ウクライナ侵攻を利用して「核共有について議論すべきだ」「やはり憲法9条は改正すべきだ」 と持論を展開し世論誘導を試みる政治家も目立つ。

戦争が起こるということは、個人の身体に対する国家の領有権が極限まで拡張するということだ。身体だけではない。頭の中で考えていること(思想)、発せられる言葉や書かれた文字(言論)、その全てが国家に領有され、管理され、利用され、場合によっては弾圧の対象にされる。国家とは一種の信仰だ。

「国家」と呼ばれる実体は存在しない。人間がそれを定義し、それを動かす装置を作り上げてはじめて、国家は共同幻想として現出し、逆に人間を支配する。国家は共同幻想としての地位を維持するために絶えず物語を要求し、同時に新しい物語を次々と編み出していく。

「ウクライナとロシアは歴史的に一体だ」というロシアの主張も、「台湾は中国の神聖にして不可分の一部だ」という中国の主張も、その類の物語だ。

物語同士、矛盾は、国家同士の衝突をもたらす。この場合、物語が事実かどうかはどうでもいいし、プーチンや習近平自身がこれらを信じているかどうかもさほど重要ではない。国家に対する人々の信仰を維持するために物語は不可欠、ただそれだけだ。物語さえ供給し続ければ多くのエネルギーが生まれる。私(李琴峰)は国家を信仰しない。私が信仰しているのは自由だ。自由というものをひとまず、「何ものにも領有され、支配されない感覚」や「自分の生から死まで自分で決められる状態」と定義しよう。

私はウクライナを侵略したロシアを非難する。その行為はウクライナの人々の自由を大きく 害しているからだ。もし中国が台湾や日本に侵攻したら、私は中国を非難する。その行為は私 の自由、そして私の人生に登場した多くの素敵な人たちの自由を大きく害するからだ。しかし、 それを防ぐために自分自身の自由を国家権力に献上せよと声がかかったら、私はそれを拒否す る。私は瓦礫の下敷きになったり、砲弾で撃たれたりして死にたくない。大空と大地に抱かれ て安らかに死んでいきたい。それは本来、人間というものに等しく与えられた権利のはずだ。

反戦・平和の想いを再確認するため、また、原発や原爆で死にたくないという願いをこめて、 引用しました。ぜひ参考にしてください。 (T)

福岡市議会報告 自衛隊への名簿差出問題裁判中! 森 あやこ

福岡市は、2年前から18歳と22歳の若者約3万人の名簿(氏名・住所の2情報)を自衛隊に差し出すようになりました。これは、安倍が首相時代に、「自衛隊の募集に対して協力していない自治体がある」といったような発言から、髙島市長が「うち(福岡市)はどうなっているんだ?」と関係部署に確認し、自衛隊員が福岡市の名簿を閲覧して、数日かけて東区の約5000人を書き写している状態を知り、対象者全員の名簿を差し出せるように福岡市個人情報保護審議会に諮問をして、きちんとした議論もしないままお墨付きをもらえた形にしたからです。

個人情報保護審議会では、問題の指摘があったものの、最終的には市の職員側が認めることとまとめた形で、条件付きで氏名・住所の2情報を差し出すことに決定しました。その審議会を傍聴していた多くの市民は皆「えっ?」と声を上げてしまいました。その後、市民からの撤回等の請願も出され、所管する委員会での審議がされましたが、国や市に忖度する議員が多数で、名簿差出を止めることはできませんでした。

今、脇さんを代表にして、荒木議員と他十数名と一緒に裁判を起こしています。第3準備書面を5月18日に提出し、脇さんと荒木さんの口頭陳述を5月25日に行いました。

3回目の主な争点は、市が自衛隊の募集については、市民に対して法定受託事務だと伝えていることが違法であるという点です。審議会開催の後に、国から福岡市長あてに、個人情報を求める文書が届き、その後に市は決定をしています。そもそも、国が個人情報を自治体に求めること自体が違法なことということも、今回の書面で指摘をしています。

福岡市は、国からのその通知を以って、自衛隊への名簿差出は「法定受託事務」だとホームページや市政だよりにも出していますが、法定受託事務ならば、個人情報保護審議会に諮問すること自体が不必要なことで矛盾しています。自治体は、住民の個人情報を住民の福祉の増進のために取得しています。そして、法律によって保護することが課せられています。私たち市民は、人権にあたる個人情報を差し出す人権侵害に対して声を上げ止めさせなければいけないと考え、駅前などの街頭でも訴えています。

国も市も、災害救助のためということを前面に出していますが、それならレスキュー隊の強化を図るべき!武力で平和は築けません!!(市民ネットのホームページでもupしています。)

【編集後記】

◇東区から玄海原発の廃炉を考える会 第8回総会のご案内

- ・日時:8月28日(日)13:30~16:00 ・場所:市民ネット会議室
- ・総会後、下記の学習会を予定しています。

「玄海原発避難計画の検証」

講師として、プルサーマル裁判の会の石丸さん、荒川さんを予定しています。

◇東区ポスティングに参加をお願いします。

昨年の総会で東区を対象にチラシを配布して反原発を訴えることを決議しました。 昨年10月から毎月ポスティングを始めて、5月まで計7回約6000枚のチラシを配りました。 毎回役員3,4名で、大きな団地の奈多団地、美和台、高美台に配布しています。東区は約16万世帯あります。細々と少しづつ配っていますが。みなさんの参加を呼びかけます。

・6月は6/5(日)10時~12時に高美台、7月は7/10(日)10時~12時の予定です。

※参加していただける方は松村(090-4341-4166)まで連絡下さい。

(M)